

## 奈良県指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

### (目的)

第1条 この指導実施要綱は、知事が自立支援給付及び障害児通所給付費（以下これらを「給付費等」という。）に関して必要があると認めるときに、給付費等対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行った者又は給付費等対象サービス等を行った者の使用者（以下これらを「給付費等対象サービス等実施者等」という。）に対し、その行った給付費等対象サービス等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第11条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の3の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、給付費等対象サービス等を利用した者への自立支援及び尊厳の保持を念頭において事業者を支援することを基本とし、給付費等対象サービス等の質の確保及び給付費等の支給適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 知事は、給付費等対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設の設置者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者若しくは指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業者の従業者であった者（以下これらを「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年12月奈良県条例第37号）、「奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年12月奈良県条例第31号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第124号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第127号）、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例」（平成24年12月奈良県条例第35号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）又は「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める給付費等対象サービス等の取扱い、給付費等に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底することとする。

### (指導形態)

第3条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うこと。この場合において、講習等を行った後は、市町村に対し、当日使用した資料を送付する等その内容について周知すること。
- (2) 実地指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行うこと。

(指導対象の選定等)

第4条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次のとおり対象の選定を行う。

- (1) 集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等については、給付費等対象サービス等の取扱い、給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容並びに障害者及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を考慮して選定する。
- (2) 実地指導の対象となる障害福祉サービス事業者等については、次に掲げるところにより選定する。
  - ア 毎年度策定する指導重点事項に基づくこと。
  - イ その他知事が特に指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

2 指導の実施に当たっては、市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うものとする。

(指導方法等)

第5条 集団指導の指導方法等は、次のとおりとする。

- (1) 指導通知 知事は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に対して通知すること。
- (2) 指導方法 集団指導は、給付費等対象サービス等の取扱い、給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容並びに障害者及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方式で行うこと。この場合において、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等に対しては、当日使用した書類を送付する等の必要な情報提供に努めること。

第6条 実地指導の指導方法等は、次のとおりとする。

- (1) 指導通知 知事は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1ヶ月前までに次に掲げる事項を記載した文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知すること。

また、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者及び障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ア 実地指導の根拠規定及び目的
- イ 実地指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等

- (2) 指導方法 実地指導は、国が定める「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等の自然災害も含む）を参考に、関係書類をもとに関係者から説明を求める等の面談方式で行うこと。
- (3) 指導結果の通知 知事は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び給付費等に係る費用の請求について過誤による調整を要すると認められた事項がある場合にあっては、後日文書によって指導内容の通知を行うこと。
- (4) 指導の拒否への対応 知事は、当該障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなく実地指導を拒否した場合にあっては、監査を行うこと。
- (5) 報告書の提出 知事は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、第3号の規定により通知した事項について、報告書の提出を求めるものとする。

#### （監査への変更）

第7条 知事は、次に掲げる場合にあっては、実地指導を中止し、直ちに奈良県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱に定めるところにより、監査を行うことができる。

- (1) 実地指導において、著しい法令違反が確認され、利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 実地指導において、給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

#### 附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

平成28年9月1日一部改正

平成29年11月27日一部改正

令和2年11月6日一部改正